十六　銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

第二十六条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十七号を第四十八号とし、第三十七号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第二百十条第一項（」の下に「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百二条及び」を加える。

別表第四号中「第二百十条第一項（」の下に「金融サービスの提供に関する法律第百二条及び」を加える。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十三号を第四十四号とし、第三十八号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三号中「第二百十条第一項（」の下に「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百二条及び」を加える。

（刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部改正）

第三十四条　刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十九号」を「第五十号」に、「第五十号」を「第五十一号」に改め、第五十号を第五十一号とし、第三十八号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第三十五条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第四十四号を第四十五号とし、第三十一号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九十五条第一項の罪

第七条第二項第四十六号中「前項第四十四号」を「前項第四十五号」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項中第四十五号を第四十六号とし、第三十三号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　金融サービスの提供に関する法律第四章の罪

（金融庁組織令の一部改正）

第三十六条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「テ」を「サ」に改める。

第四条第一項第二号中「ア」を「キ」に改める。

第五条第一項第一号に次のように加える。

ア　金融サービス仲介業を行う者

サ　認定金融サービス仲介業協会

第五条第二項中「及びオ」を「、オ、ア及びサ」に改める。

第十五条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第二十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　金融サービス仲介業に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十五条第二項中「同項第二十九号」を「同項第三十号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改める。

第十九条第一項第六号に次のように加える。

タ　金融サービス仲介業を行う者

レ　認定金融サービス仲介業協会

第十九条第二項中「同項第六号ハ」を「同項第六号ハ、タ及びレ」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三十七条　金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定を受けた者

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第二十条中確定拠出年金法施行令第七条第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　改正法第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第十二条の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（次項において「改正法施行日」という。）前においても、金融サービス提供法第十三条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3　金融サービス提供法第四十条の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

内閣総理大臣　菅　　義偉
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉